

2024年度 介護職員処遇改善手当支給基準表

2024年6月1日現在

No.	資格名称・業務等	条件	支給額(円)	備考
① 勤続評価		10年以上	5,000	全職種の常勤職員が対象
		5年以上10年未満	3,500	
		3年以上5年未満	2,500	
		2年以上3年未満	1,500	
		1年以上2年未満	1,000	
②	介護福祉士	勤続年数5年以上	8,000	
		勤続年数3年以上5年未満	6,000	
		勤続年数3年未満	4,000	
	ヘルパー1級・実務者研修		3,000	
③	社会福祉士		4,000	
	社会福祉主事		2,000	
④	介護支援専門員	勤続年数3年以上	3,000	更新を行っていること
		勤続年数3年未満	2,000	
⑤	看護師		10,000	
	准看護師		5,000	
⑥	認定特定行為業務従事者	喀痰吸引	2,500	
⑦	夜勤業務	夜勤1回につき	5,000	見習い期間は支給しない
	深夜B業務	勤務1回につき	2,000	
	深夜C業務	勤務2回につき	3,000	
⑧	新入社員手当	入社後、夜勤ができるまでの期間支給	5,000	

※①の支給対象者は**全職種の常勤職員**とする。※②～⑧の支給対象者は**常勤介護職員**とする。 (⑦のみ介護業務の夜勤は他職種と兼務でも支給する)

※各①～⑥の分類ごとで受給できる手当は一つとする。 (①を除いて他職種と兼務の場合は非対象)

⑨	特定処遇改善手当		44,000	
---	----------	--	--------	--

※⑨の支給対象者は**介護フロア主任**とする。

⑩	パート職 改善手当	時給上乗せ額	20	時給単価に上乗せして支給する
⑪	介護福祉士	月額	4,000	週30時間以上勤務の場合
⑫	夜勤業務	夜勤1回につき	5,000	見習い期間は支給しない

※⑩⑪⑫の支給対象者は**非常勤介護職**とする。

支給方法：毎月の給与支払い時